

令和2年度高等学校等就学支援金 審査基準の変更のご案内

就学支援金は、生徒の保護者等の所得に応じ、授業料が無料になる国の制度です。
令和2年7月から、国の制度変更により、審査基準が変わります。

1 変更内容（令和2年7月～）

【旧基準】（保護者等の合計額）

都道府県民税所得割額 + 区市町村民税所得割額 が
50万7,000円未満 であれば認定



【新基準】（保護者等の合計額）

区市町村民税の「課税標準額」×6% - 区市町村民税の「調整控除の額」が
30万4,200円未満 であれば認定

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ 旧基準、新基準ともに、年収目安約910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。
ただし、あくまで審査は上記基準によって行います。

2 よくある質問

【Q1】 審査基準の変更に伴って、あらためて手続きが必要ですか？

- 以前にマイナンバーを提出し、現在就学支援金の認定を受けている方は、原則手続き不要です。（住所や保護者に変更がある場合のみ、学校へお申し出ください。）
- やむを得ない事情でマイナンバーを提出できず、課税証明書等により申請する場合、区市町村によっては、課税証明書等に「課税標準額」や「調整控除の額」が記載されていないことがあります。
その場合、課税証明書等だけでは審査が行えないため、別途、区市町村で「課税証明書（補足）」を取得し、学校へ提出する必要があります。
「課税証明書（補足）」の様式については、学校の経営企画室でお渡しします。

【Q2】 「課税標準額」や「調整控除の額」はどのように確認できますか？

- 個人番号カード及び対応のスマートフォンをお持ちの場合は、下記のマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。

マイナポータルURL

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

マイナポータルに関する問合せ

（内閣府）マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

マイナポータルHP



- 課税証明書等で確認できます。ただし、区市町村によっては課税証明書等に「課税標準額」や「調整控除の額」が記載されていない場合があります。